

(仮称)

# 札幌市子どもの 権利条例素案

子どもの権利侵害  
からの救済制度

## ご意見募集

### 【意見募集期間】

平成20年2月28日（木）から平成20年3月28日（金）まで

札幌市では、すべての子どもたちが、生き生きと毎日を過ごし、健やかに大人へと成長していくために欠かすことができない「子どもの権利」を定める、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けての検討を進めています。

このたび、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む「権利の侵害から子どもたちを救済するための制度（救済制度）」の項目案をまとめましたので、このことに対する皆さまのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮して更に検討を行い、札幌市議会に条例案を提出する予定です。また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成20年5月以降に、ホームページなどで公表します。



### 【目次】

- (1) 条例制定の背景、目的…………… p. 1
- (2) 条例制定までの道のり…………… p. 2
- (3) 条例全体の骨格図…………… p. 3
- (4) 当初の条例案に対する修正の方向性…………… p. 4
- (5) 救済制度の概要…………… p. 5
- (6) 条例に盛り込む救済制度の項目（案）…………… p. 7
- (7) 参考①救済機関のイメージ図…………… p.11
- (8) 参考②救済制度の導入に当たっての留意事項…………… p.12
- (9) 参考③札幌市子どもの権利に関する条例案  
（平成19年第1回定例市議会に提案した当初の条例案）…………… p.13
- (10) 意見募集要領…………… p.17

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目  
大通バスセンタービル1号館3階  
電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943  
Eメール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp  
ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/

市政等資料番号  
02-A01-07-988